

**エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金と
生活困窮世帯灯油購入費助成金を給付**

物価・原油価格高騰に直面し、影響を特に受ける低所得者世帯に対し、生活支援を行うエネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金を給付します。

あわせて、生活困窮世帯に対し、灯油購入費を支援する生活困窮世帯灯油購入費助成金を給付します。

【本件のポイント】

- 低所得者世帯に対し、生活支援を行うエネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金を給付
- 生活困窮世帯に対し、灯油購入費を支援する生活困窮世帯灯油購入費助成金を給付
- 一部対象者は申請が必要。いずれも1月19日（金）から給付開始

【本件の概要】

1 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金

- (1) 対象 令和5年度住民税非課税世帯と生活保護世帯

※令和5年1月2日以降に三条市に転入した世帯については、転入元の市区町村において令和5年度分の住民税が課税されていない世帯

- (2) 給付金額 1世帯当たり7万円

- (3) 申請等

ア 昨年6月～9月に給付した三条市エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金を受給した、給付対象世帯の申請は不要です。

イ 給付対象世帯のうち、昨年6月～9月の上記給付金を受給していない世帯へは、1月中旬に確認書を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。

ウ 令和5年1月2日以降に三条市に転入された世帯と、住民税申告が未申告の世帯は申請が必要です。福祉課（電話：0256-34-5405）に電話で連絡してください。

- (4) 申請期間 1月15日（月）～3月8日（金）

- (5) 給付日

・(3)アの方 1月19日（金）

・(3)イ・ウの方 確認書等の受付後、概ね3週間以内

2 生活困窮世帯灯油購入費助成金

- (1) 対象

令和5年度住民税非課税世帯、生活保護世帯、家計急変世帯

※家計急変世帯とは予期せず家計が急変し、同一世帯の方全員が住民税非

課税世帯と同様の事情にあることが認められる世帯

(2) 給付金額 1世帯当たり5千円

(3) 申請方法・給付日等

ア 令和5年度住民税非課税世帯と生活保護世帯へは、エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金と合算して給付します。申請は不要です。

イ 家計急変世帯は申請が必要です。該当と思われる方は福祉課（電話：0256-34-5405）に電話で相談してください。申請書を受付後、概ね3週間以内に給付します。

(4) 申請期間 1月15日（月）～3月8日（金）

【問合せ】 三条市福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係 吉田

電話：0256-34-5405